

第29回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年1月18日
 告示番号 第1号
 会議年月日 令和6年1月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主 事 濱 夏海

本日の案件 第29回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議 長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第29回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に16番 及川 治雄 委員、17番 松岡 千賀子 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、濱主事を指名いたします。
議 長	審議に入ります。 「報告第68号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。 佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。 第9回農政専門委員会協議結果について報告いたします。 開催日時は、令和6年1月17日 水曜日 13時30分から16時まで、川崎農村環境改善センター4階 会議室において、出席者につきましては私ほか6名、欠席4名、事務局 浅岡企画係長、
佐藤 多賀幸農政 専門委員会委員長	

千葉主事で行いました。

協議内容は、令和6年度農作業標準賃金（案）についてあります。

昨年度までは、事務局で作成した原案を農作業標準賃金審議会での審議を経てから農政専門委員会で協議しておりましたが、本年度は事前に原案に対して農政専門委員会で協議した内容を審議会に提案することとしました。

令和6年度人力作業賃金については、岩手県の最低賃金が前年比4.6%上昇したことを考慮し、前年比4.6%アップ、300円引き上げし7,500円から7,800円に、オペレーター賃金については、令和5年度の県内のオペレーター賃金の平均値が前年比で3.8%上昇していることを考慮し、前年比3.8%アップ、400円引き上げし11,000円から11,400円とする事務局案のとおりで了承しました。

機械作業については、岩手県農業会議で試算した令和6年度の農作業受委託料金における主要作業である耕起、代かき、田植え、収穫の主要作業試算額が対前年比で平均約4%上昇していることを考慮し、機械作業について一律4%の引き上げとする事務局案で概ね了承しました。

田植え作業については、4%引き上げ5,780円としても、県内の平均値を下回るため、近隣市町の価格を考慮し6,000円としました。

新規項目の設定については、昨年度から継続検討としていた、防除作業に「ブームスプレーヤー」と「ドローン」を新規設定することについては、農業委員・農地利用最適化推進委員から情報提供された市内の受託額の実績を見ると、実例の件数も少なく価格の差に大きな幅があり、新規で設定することにより影響が出ることが想定されるため、新規設定はしないこととしました。

また、牧草作業の「ロールベラー」と「ラッピング」に1梱包当たり直径100cmを追加することについては、下記の事務局案のとおりで審議会に提案することとしました。

案1： 現在の120cmの単価を基に100cmを算出

案2： 現状では、既に個々で作業受委託契約がされていることから、新規で標準賃金として設定しなくとも支障がないと思われるため、設定しない。

以上のとおり報告します。

以上で「報告第68号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

議 長

議 長
16番
及川 治雄 委員

16番 及川 治雄 委員
私が、農作業標準賃金審議会委員をしていた時、賃金のだし方については、農業委員会から諮問をされた案をもとに、岩手県だけでなく宮城県北の賃金も査定の中に入れられたと思うので、今度の審議会に受け手側、農業の担い手、農業委員も参加すると思いますので、宮城県北も参考にさせていただきようお願いします。

理由としては、宮城県北と条件的に類似していることから、岩手県の平均だけで求めるのではなく、宮城県北の賃金も参考としてはいかかでしょうか。

議 長
局 長

事務局答弁
近隣市町として宮城県登米市、栗原市、気仙沼市の資料を提示して協議をいただいております。

議 長

その他ございませんか。
(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第68号」の質疑を終わります。
次に、「報告第69号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。
4ページをお開き願います。
報告第69号、専決処分の報告についてご説明いたします。
農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

5ページの専決処分書をお開き願います。
一関市農業委員会事務処理規程第8の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から18ページの第40号までの40件、40名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年1月17日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ

		受理通知書を送付したものであります。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「報告第69号」の説明を終わります。
		ご質問ございませんか。
議	長	13番 佐藤 和威治 委員
13番		確認したいのですが、第9号の備考欄に持分が表記されてお
佐藤 和威治 委員		り、名前の後ろに持分が記載されているが、名前だけの方が残り
		分の持分なのか伺います。
議	長	事務局答弁
局	長	確認をしますので休憩をお願いします。
議	長	暫時休憩します。
		(休憩)
議	長	再開します。
局	長	駒形144-4、144-5が、佐々木光男から相続、中川157-5は佐々
		木和郎、佐々木正から持分の相続です。
		分けて表記すればよかったですのですが、一緒に表記して見にくく
		なってしまい申し訳ありませんでした。
議	長	21番 畠山 潔 委員
21番		今の質問と関連ですが、第11号についても備考欄に記載地番と
畠山 潔 委員		持分表記されているのは持分相続ですか。
議	長	事務局答弁
局	長	所在地番があるものが持分相続です。
		それ以外は相続となります。
		解りにくい書き方ですので、今後は表記方法を注意したい。
議	長	その他ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	なければ、報告第69号の質疑を終わります。
議	長	次に、「議案第195号 農地法第3条第1項の規定による許可
		申請に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局	長	19 ページをお開き願います。
		議案第 195 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対
		する可否について、議案の内容をご説明いたします。
		最初に一関地域に係る申請4件です。
		第1号については、譲渡人が労力不足により管理が困難なた
		め、申請地の近隣に居住し、これまでも耕作していた譲受人が経
		営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第2号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第3号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、申請地の近隣で耕作している譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

20 ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、申請地の近隣で耕作している譲渡人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第5号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの1年11か月で、賃借料は物納となっております。

次に、大東地域に係る申請4件です。

第6号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、これまでも借用し耕作してきた借受人が引き続き耕作するため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和15年12月31日までの9年11か月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

21 ページをご覧ください。

第7号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が所有者に代わり耕作するため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの4年11か月で、賃借料は物納となっております。

第8号については、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、これまでも借用し耕作してきた借受人が引き続き耕作するため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの4年11か月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第9号については、譲渡人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人が自身の所有する隣接田と併せて管理し

作業の効率化を図るため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

22 ページをご覧ください。

次に、東山地域に係る申請 1 件です。第 10 号については、譲渡人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、近隣に居住する譲受人が自宅に隣接する農地を活用するため宅地と一括で売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請 3 件です。

第 11 号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が近隣の自己所有農地と併せて一体管理するため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 12 号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が近隣の自己所有農地と併せて一体管理するため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

23 ページをご覧ください。

第 13 号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、申請地の近隣に農地を所有している借受人が一体管理するため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年 2 か月で、貸借料は物納となっております。

以上、13 件の申請は、いずれの申請についても農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第 195 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 6 年 1 月 12 日、金曜日、午前 9 時より、現地調査員、農業委員 菅原委員、そして私 佐藤 と農地利用最適化推進委員 千葉委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課阿部主査でございます。

報告内容、第 1 号から第 4 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました

議 長

19番
佐藤 洋子 委員

議 長
16番
及川 治雄 委員

結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年1月10日、水曜日、午前9時30分より行

いました。

現地調査員、農業委員 私 及川 と農地利用最適化推進委員
及川委員、佐藤委員、支所職員 千葉主任主査であります。

報告内容、第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のと

おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、い

ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと

から問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年1月10日、水曜日、午後1時30分より、

現地調査員、農業委員 私 鈴木 と農地利用最適化推進委員

佐々木委員、小野寺委員、支所職員 佐藤主事と行いました。

報告内容、第6号から第9号について、別紙農地法第3条現地

調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、い

ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと

から問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年1月10日、水曜日、午前10時より、現地

調査員、農業委員 佐藤委員、私 鈴木 と農地利用最適化推進

委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤農林係

長、菊池主事で行いました。

報告内容、第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のと

おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、い

ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと

から問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

議 長

18番
佐々木 栄一 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。
藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。
調査日、令和6年1月10日、水曜日、午前9時より、現地調査員につきましては農業委員としては、私 佐々木、農地利用最適化推進委員 畠山委員、菅原委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第11号から第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われまます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第195号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第195号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第196号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

24ページをお開き願います。

議案第196号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請5件です。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

議 長
19番
佐藤 洋子 委員

第2号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

25 ページをお開き願います

第4号及び第5号は同一事業で、譲受人が医療機器等部品製造工場を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として設置されるため、不許可の例外規定に該当するものと考えられます。

なお、申請地は令和5年9月22日付で農振除外済みです。

26 ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第6号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、6件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第196号」の説明を終わります。

「議案第196号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、一関市役所から南西に約 1.9 kmの位置にあり、周囲は北側が雑種地、東側が農地、南側が雑種地、西側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第2号〕 申請地は、J R山目駅から南に約 860mの位置に

あり、周囲は北側が宅地、東側及び西側が市道、南側が農地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第3号〕 申請地は、JR一ノ関駅から東に約540mの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東側及び西側が農地、南側が市道となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第4・5号〕 申請地は、一関市役所から南西に約2.9kmの位置にあり、周囲は北側が水路、東側及び南側が市道、西側が農地となっている。

申請人が工場を建築する計画であり、排水は側溝に接続することから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査日、令和6年1月10日、水曜日、午後1時30分より、調査員につきましては農業委員としては私佐藤、農地利用最適化推進委員千葉委員、小野寺委員、支所職員小山主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第6号〕 申請地は、JR小梨駅から北に約3.1kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が農地及び山林、東側が市道及び雑種地、南側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長
5番
佐藤 繁 委員

議 長

議 長

議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第196号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第196号」を許可相当と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第197号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐	<p>27 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 197 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、一関地域の2件です。</p> <p>第1号及び第2号は同一事業で、転用事業者が下水道工事に伴う臨時駐車場とするため一時転用許可を受けていましたが、当初事業計画で想定しなかった水道管移設作業が発生し、工期の延長が必要となったため転用期間を延長するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で、「議案第197号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第197号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第197号」を許可相当と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第198号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐	<p>28 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 198 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p>

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

29 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 101 件、所有権移転が 3 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 2 件、集団案件一括方式が 2 件です。

最初に貸借権設定です。

第 1 号から 44 ページ第 32 号までの 32 件は、一関地域に係る申請です。

第 33 号から 67 ページ第 73 号までの 39 件は、花泉地域に係る申請です。

68 ページをお開き願います。

第 74 号から 72 ページ第 86 号までの 13 件は、大東地域に係る申請です。

73 ページをお開き願います。

第 87 号は、千厩地域に係る申請です。

第 88 号は、東山地域に係る申請です。

第 89 号から 75 ページ第 94 号までの 6 件は、室根地域に係る申請です。

76 ページをお開き願います。

第 95 号は、川崎地域に係る申請です。

第 96 号から 79 ページ第 103 号までの 8 件は、藤沢地域に係る申請です。

80 ページをお開き願います。

次に、所有権移転です。

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

第 2 号は、大東地域に係る申請です。

81 ページをお開き願います。

第 3 号は、藤沢地域に係る申請です。

82 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第 1 号から第 2 号までの 2 件は、室根地域に係る申請です。

83 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第 1 号から第 2 号までの 2 件は、千厩地域に係る申請です。

ここで、貸借権設定第 19 号の、補足説明をさせていただきます。

		議案書の 38 ページをお開き願います。
		また、本日お配りしました「議案第 198 号資料」A 3 判の配置図をご覧ください。
		本件は、貸付人の農地の一部に、借受人の農業法人が米の乾燥調整施設を建築するものです。事業内容は、農地転用と同等のものですが、認定農業者が行う農業用施設の建築であるため、農業経営基盤強化促進法による許可が認められるものです。
		以上、各申請の詳細については記載のとおりです。
		また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第198号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、一関地域の担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
19番		一関地域の農用地利用集積等促進計画現地調査報告をいたします。
佐藤	洋子 委員	現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		〔第 19 号〕 申請地は、一関市役所川崎支所から南西に約 2.1 km の位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地、南側が雑種地、西側が県道となっている。
		申請人が農業用施設を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
議	長	13番 佐藤 和威治 委員
13番		確認です。
佐藤	和威治 委員	議案では、101-3は畑となっておりますが、A 3 版の平面図の地目表示が田となっておりますが、どちらの地目でしょうか。
議	長	事務局答弁
局	長	議案のとおり101-3は畑でございます。
		図面のほうの表記が間違っておりました。
		大変失礼しました。
議	長	その他ございませんか。

議	長	21番 畠山 潔 委員
21番		乾燥調製施設ということで、普通であれば面積で4条とか法人
畠山 潔 委員		であれば5条許可という流れと思うのですが、今回の手続きで農地転用が済むということでしょうか。
議	長	事務局答弁
局 長 補 佐		通常であれば5条手続きが必要となります。
		認定農業者が行う農業施設の場合は、農業経営基盤促進法での許可が認められているので、そちらの方を使うということです。
議	長	その他ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第198号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって「議案第198号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第199号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		84ページをお開き願います。
		議案第199号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。
		農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。
		85ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、貸借の移転が7件です。
		第1号は、一関地域に係る申請です。
		第2号から86ページ第7号までの6件は、花泉地域に係る申請です。
		申請の内容については記載のとおりです。
		また、受け手の判断要件となる地域との調和要件につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第199号」の説明を終わります。

		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、「議案第 199 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 199 号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第 200 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		87 ページをお開き願います。
		議案第 200 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は、2 件で、花泉地域、大東地域各 1 件です。
		申請地は、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第 200 号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		最初に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。
16 番		花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
及川 治雄 委員		現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		〔第 1 号〕 申請地は、J R 花泉駅から北西に約 1.5 km の位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が市道、南及び西側が用悪水路となっている。
		昭和 57 年頃から庭及び居宅敷地として利用しており、既に農

		地性は失われている。 以上です。
議	長	ありがとうございます。
23番		次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
鈴木	勝 委員	大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 〔第2号〕 申請地は、JR摺沢駅から北に約 5.8 km位置にあり、周囲は北側が山林及び雑種地、東側が山林、南側が田、西側が宅地となっている。 昭和 43 年頃から居宅進入路として利用しており、既に農地性は失われている。 以上です。
議	長	以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。
議	長	4番 小澤 仁 委員
4番		1号の事由に居宅敷地とあるが、所有者が千葉県であるので居宅ではないのでは。
小澤	仁 委員	2号の事由の時期が、議案では昭和46年頃、調査報告者では昭和43年頃となっており、どちらが正しいのでしょうか。
議	長	事務局答弁
局	長	1号については、居宅という表現は、登記簿上も住宅については居宅となっております。 居住の有無に関係なく、住宅を指している言葉として居宅と記載しております。 2号については、確認をしますので休憩をお願いします。 暫時休憩します。 (休憩)
議	長	再開します。
議	長	事務局答弁願います。
局	長 補 佐	議案のとおり46年頃が正しいです。 現地調査書の記載誤りでした。 申し訳ありませんでした。
議	長	その他ございませんか。 (なしの声あり)

議	長	ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第200号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数と認めます。
		よって、「議案第200号」を可と決します。
議	長	以上で議案審議が終了いたしました。
		第29回一関市農業委員会総会を閉会といたします。
		ご苦労さまでした。

(午後 2 時37分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員